

令和3年度事業報告

我が国の総人口（令和3年10月1日現在）は、平均寿命の伸長、出生率の低下を背景として、前年同月に比べ64万4千人減少している一方、65歳以上の高齢者人口は、3621万4千人と、前年に比べ18万8千人増加し、総人口に占める割合は28.9%となり、過去最多となりました。

一方、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、令和3年4月から、70歳までの就業機会確保を講じることが企業の努力義務とされ、全国のシルバー人材センターの会員数は、平成21年の79万人を頂点として年々減っており、現在では63万人となっています。定年延長、再雇用制度などシルバー人材センターの会員増加には厳しい状況となっています。

このような状況下ではありますが、折込チラシの配布、市広報誌による当センターの特集の掲載など普及啓発事業を行った結果、当センターの会員年間登録者数は、前年度より5名の増となっており、事業実績も前年度比5.8%の増となりました。

また、令和5年10月から導入が予定されているインボイス制度に対し、導入後もセンターが安定的な事業運営が可能となる特例措置の実施を求める陳情を市議会あて提出したところ全会一致で可決され、国に対して意見書が提出されました。

このようにシルバー人材センターを取り巻く環境は、めまぐるしく変化していますが、センターの基本理念であります「自主・自立、共働・共助」及び当センターのキャッチフレーズ「ふれあい・ぬくもり・しんせつ・ていねい」のもと、役職員及び会員が一丸となってセンター事業の普及啓発、拡大に取り組み地域社会の活性化の貢献に努めました。

1 就業機会の確保及び組織的に提供する事業（定款第4条(1)）

コロナ禍により就業機会を確保するための事業所等への訪問ができなく、また、市等が開催するイベントの多くは中止となり、イベントでのシルバー人材センターのPRも十分できませんでしたが、市の広報誌に当センターの特集記事の掲載依頼、インターネットのホームページの充実などセンターの存在を広く伝えることで、就業機会の確保に努めました。

2 就業機会を確保するための公の施設の指定管理業務（定款第4条(2)）

市の施設「高齢者生きがいセンター太陽の家」をはじめ「福谷太陽の家」、「東山太陽の家」の3施設の指定管理者として適切な運営に努めました。「福谷」と「東山」の2施設については、照明器具の老朽化に伴い修繕を行い、利用者が安心して利用することができるよう施設維持管理に努めました。また、シルバー直売会を行うことで、多くの市民の方に利用していただきました。

3 就業を希望する高齢者のための職業紹介事業（定款第4条(3)）

シルバー事業として適正な就業が難しい案件については、職業紹介として発注者のニーズと希望する高齢者に寄り添うことに努めました。

4 就業を希望する高齢者のための労働者派遣事業（定款第4条(4)）

知識、経験や技能を有する高齢者の希望する就業が、請負や委任ではなじまない就業に対し、法令を遵守した形で新たに派遣事業として受注することで、人手不足分野の担い手として活躍する場の提供に努めました。

5 就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会を行う事業（定款第4条(5)）

就業に必要な知識及び技能を習得するため、「刈払講習会」、「剪定講習会」及び「寄せ植え講習会」を開催し、会員の資質の向上と安全な就業に努めました。

6 就業に関する調査研究及び相談を行う事業（定款第4条(6)）

会員と事務局を繋ぐ『月刊コミュニケーション通信』を継続的に発行し、就業や健康等の情報を発信し、こまめに相談ができる体制づくりに努めました。

また、会員の有する能力や資格情報を収集し、地域社会が求める就業情報に対し、就業希望者への情報提供や相談を行うことのできる体制の構築に努めました。

女性委員会では、委員による女性会員限定の就業相談会を実施しました。

7 安全かつ適正な就業を推進するために事故防止の啓発等を行う事業（定款第4条(7)）

就業安全委員会を開催し、会員の就業中及び就業途上における事故防止対策を図るとともに、就業安全パトロールを年2回実施して安全対策の強化を図りました。

また、事務局だよりに、就業事故防止について記載し、事故の抑制と安全意識の向上に努めました。

さらに、車両を使用した就業の安全確保のために「運転業務に係る就業安全基準」を制定し、「高齢者のための安全安心教室」を開催しました。

8 センターの活動等について周知を図る事業（定款4条(8)）

独自に開催する「直売会」や市や地域が開催するイベントでの「即売会」でシルバー事業のPRチラシの配布と市広報誌、シルバーだよりやシルバーホームページを活用したPR活動、女性委員会による女性のための入会説明会を開催しセンターの周知に努めました。

また、会員互助会の活動として、市内清掃ボランティアを通じた社会貢献活動を行うと同時にシルバー人材センターの周知に努めました。

9 その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(9)）

会員が地域や職域、趣味やサークル活動を通して交流し、組織として事業の参画・運営を推進できる環境づくりを進めました。